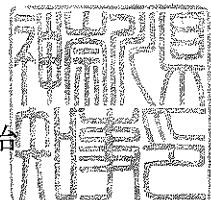


資料2

水第1326号  
令和3年6月17日

神奈川海区漁業調整委員会  
会長 櫻本 和美 様

神奈川県知事 黒岩祐治



小型定置網漁業に係る制限措置の制定及び許可等を申請する期間について（諮問）

神奈川県漁業調整規則第12条第3項の規定に基づき、別紙のとおり定めたいので、貴委員会の意見を求めます。

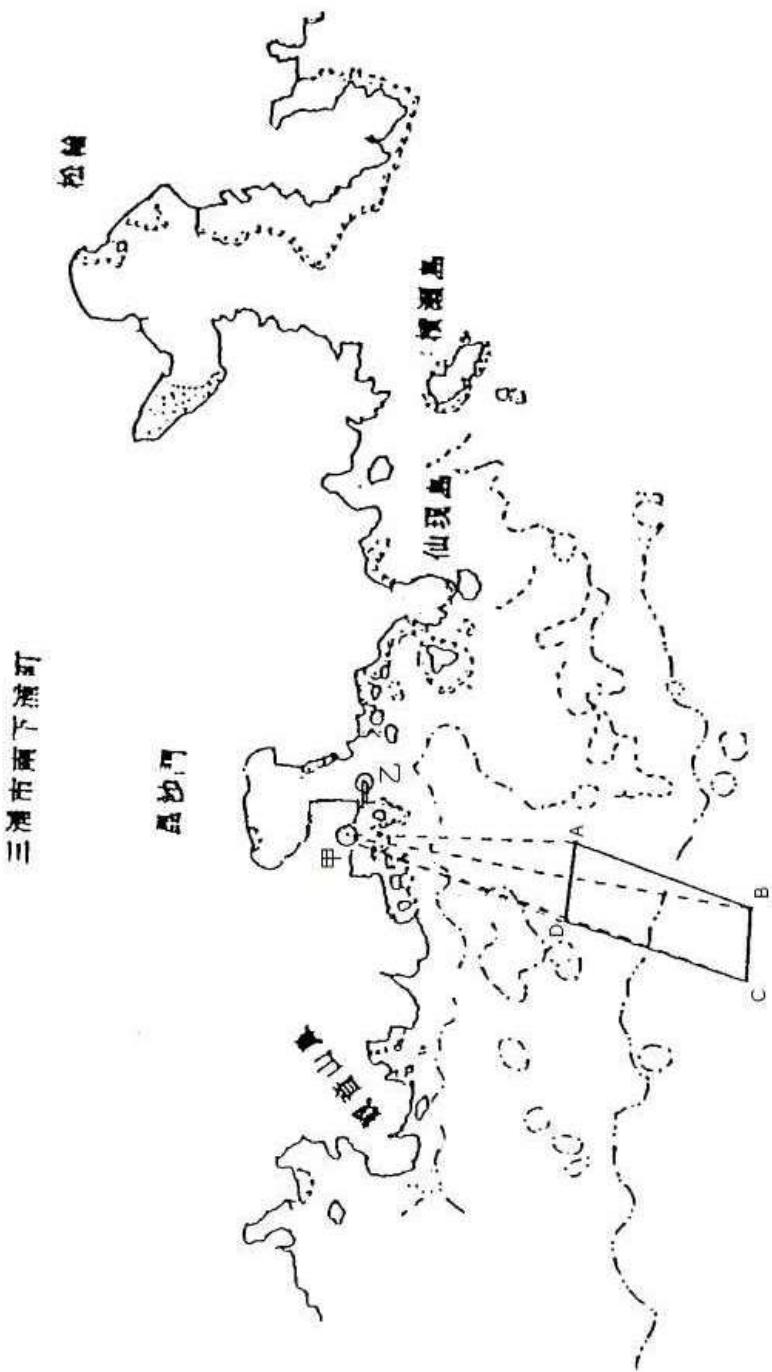


漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和2年神奈川県規則第91号）第5条第1項第4号の漁業に関する同規則第12条第1項各号に掲げる事項及び同条第2項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

漁業類	許可又は認可業をする者数（人）	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可業者の資格	規則第1項による許可業の認可する条件	許可又は認請期をべき間	（許可の有効期間）
小型漁業 置網業	1 定めなし	1 漁場位置 門地先 2 点の位置 基点甲 三浦市南下浦町昆沙 屈曲部天端中央 基点乙 三浦市南下浦町昆沙門漁港西防波堤 にある黄色灯標を中心点 A 甲から77度06分613メートルの所 B 甲から84度17分1110メートルの所 C 甲から93度51分1148メートルの所 D 甲から96度02分645メートルの所 (方位は、甲から乙を見通した線を 0度として右回りとする。) 3 区域 上記のAB、BC、CD 及びDAの4直線によつて囲まれた区域	1月1日 から12月 31日まで	三浦市南下浦町昆沙門 に漁業根拠地を有し、かつ共 に第2号及び共同漁場の 号の漁場における漁業を當 区域に該漁業と當該漁業 にて受けてい 業権者を受ける者	なし	令和3年 7月14 日から同 年8月13 日まで	令和3年 9月1日 から令和 8年8月 31日まで

操業区域

- 1 漁場位置 三浦市南下浦町昆沙門地先
- 2 点の位置 基点甲 三浦市昆沙門漁港西防波堤屈曲部天端中央  
基点乙 三浦市昆沙門漁港西防波堤にある黄色灯標中心点
- A 甲から 77 度 06 分 613 メートルの所  
B 甲から 84 度 17 分 1110 メートルの所  
C 甲から 93 度 51 分 1148 メートルの所  
D 甲から 96 度 02 分 645 メートルの所
- (方位は、甲から乙を見通した線を 0 度として右回りとする。)
- 3 区域 上記の A B 、 B C 、 C D 及び D A の 4 直線によって囲まれた区域



漁業種類	許可又は起業を業する者の数(人)	操業区域	漁業時期	許可又は起業を業する者の資格者	(規則第14条第1項にようは起業の付する条件)	許可又は認請期間	(許可の有効期間)
小型定置漁業	1	1 漁場の位置 田雨埼地先 2 点の位置 (神奈川県漁場基点第82号) 基点甲 横須賀市海獣島灯標中心点 基点乙 横須賀市海獣島灯標中心点 A 甲から 36度 20分 651メートルの所 B 甲から 39度 40分 997メートルの所 C 甲から 49度 10分 993メートルの所 D 甲から 49度 20分 955メートルの所 E 甲から 45度 49分 955メートルの所 F 甲から 45度 49分 642メートルの所 (方位は、甲から乙を見通した線を 0度として右回りとする。) 3 区域 上記のAB、BC、CD、 DE、EF及びFAの6直線によ つて囲まれた区域	1月1日 から12月 31日まで	三浦市南下浦町金 浦漁業下に を有し、かつ 共第2号及 び共同漁場 の域において 漁業を經營する ことを當該漁業忍 ての受け取 る権者受 者	なし	令和3年 7月14 日から同 年8月13 日まで	令和3年 9月1日 から8月 31日まで

操業区域 1 漁場の位置 三浦市南下浦町金田雨埼地先

2 点の位置

基点甲 基点乙 三浦市雨埼に設置した石柱（神奈川県漁場基点第82号）  
横須賀市海瀬島灯標中心点

A 甲から 36度20分 651メートルの所

B 甲から 39度40分 997メートルの所

C 甲から 49度10分 993メートルの所

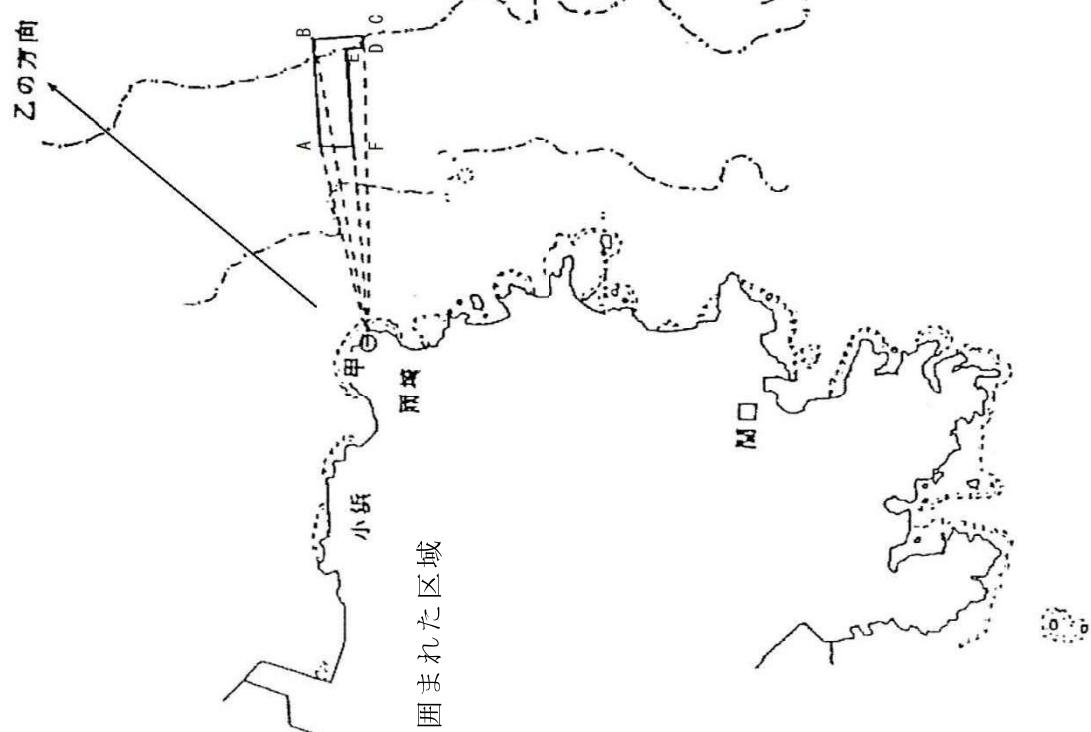
D 甲から 49度20分 955メートルの所

E 甲から 45度49分 955メートルの所

F 甲から 45度49分 642メートルの所

(方位は、甲から乙を見通した線を0度として右回りとする。)

3 区域 上記のAB、BC、CD、DE、EF及びFAの6直線によって囲まれた区域



## 1 制限措置各事項の設定理由について

制限措置	設定理由
漁業種類	みうら漁協所属の漁業者に許可している小型定置網漁業は、直近の操業実績もあり、継続した操業希望もあることから、現状どおりとした。
許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	対人許可は船舶の総トン数及び数を制限措置として定めず、人数のみ上限を定める。なお、人数は実態調査を実施し、当該漁業の操業実績がある者及び操業を希望する者の総和を基準に、漁業調整上・資源保護上問題の生じないと考えられる範囲内とした。
操業区域	現行許可のとおりとした。
漁業時期	現行許可のとおりとした。
許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	今回対象の漁業許可は、有効期間満了に伴う現行許可の切替に係るものであるため、これに配慮した漁業根拠地に限定し、かつ関係する共同漁業権の漁場の区域において漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者とする。

## 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間について

神奈川県漁業調整規則（以後「規則」とする）第12条第2項においては申請期間を1月を下らない範囲とすることと規定している。今回は既存許可の切り替えに伴うものであり、特に短縮する必要性は認められないため、1月とする。

## 3 許可の有効期間について

神奈川県漁業調整規則第16条第1項第1号の規定に基づき、令和3年9月1日から令和8年8月31日までの5年とする。

## 5 関係規定

### ○神奈川県漁業調整規則【抜粋】

(知事による漁業の許可)

**第5条** 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業（第4号、第5号及び第8号に掲げる漁業にあっては、組合員行使権を有する者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。）を営もうとする者は、同項の規定により、知事の許可を受けなければならない。

- (1) 小型まき網漁業　海面において総トン数5トン未満の船舶を使用して小型まき網により行う漁業
- (2) しらす船びき網漁業　海面において船びき網によりしらすをとることを目的とする漁業
- (3) 移動式刺し網漁業　海面において移動式刺し網により行う漁業
- (4) 小型定置網漁業　海面において小型定置網により行う漁業
- (5) 固定式刺し網漁業　海面において固定式刺し網により行う漁業
- (6) さより機船船びき網漁業　海面において機船船びき網によりさよりをとることを目的とする漁業
  
- (7) 潜水器漁業　海面において潜水器（簡易潜水器を含む。）により行う漁業
- (8) なまこ漁業　海面においてなまこをとることを目的とする漁業（小型機船底びき網漁業及び前号に掲げる漁業を除く。）
- (9) うなぎ稚魚漁業　うなぎの稚魚（全長24センチメートル以下のうなぎをいう。）をとることを目的とする漁業

2 前項の許可（以下この章（第17条を除く。）において「許可」という。）は、法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業又は前項第1号若しくは第2号に掲げる漁業にあっては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあっては当該漁業ごとに受けなければならない。

(新規の許可又は起業の認可)

**第12条** 知事は、許可（第8条第1項及び第15条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（第15条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

- (1) 漁業種類（知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものという。以下同じ。）
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数
- (3) 推進機関の馬力数
- (4) 操業区域
- (5) 漁業時期
- (6) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格

- 2 前項の申請すべき期間は、1月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、1月以上の申請期間を定めて同項の規定による公示をするとすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りでない。
- 3 知事は、第1項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならぬ。
- 4～9（省略）

（許可の有効期間）

**第16条** 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、前条第1項（第1号を除く。）の規定により許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

- (1) 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業及び第5条第1項第1号から第8号までに掲げる漁業 5年
  - (2) 第5条第1項第9号に掲げる漁業 1年
- 2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。